

「発電利用に供する木質バイオマスの証明のためのガイドライン（運営マニュアル）【認定団体向け】」

新旧対照表

現 行	改訂後
<p>p.70</p> <p>？ 屋敷林や剪定枝、ダム流木の証明方法はどのようにすれば良いか。</p> <p>屋敷林など森林法が適用されず、法令に基づく伐採に係る手続きが不要の立木や、果樹等の剪定枝、ダム流木等については、伐採を行う者又はそれらの所有者自らは事業者認定を受ける必要がありません。</p> <p>由来の確認書（詳細は（3.2.3(5)証明書の発行主体（82 ページ）を参照）を作成し、販売先に交付することで、「一般木質バイオマス」となります。ただし、この場合、由来証明の際に、当該市町村等での取り扱いがわかるようにする必要があります。</p>	<p>p.70</p> <p>？ 屋敷林や剪定枝、ダム流木の証明方法はどのようにすれば良いか。</p> <p>屋敷林など森林法が適用されず、法令に基づく伐採に係る手続きが不要の立木や、果樹等の剪定枝、ダム流木等については、伐採を行う者又はそれらの所有者自らは事業者認定を受ける必要がありません。<u>※</u></p> <p>由来の確認書（詳細は（3.2.3(5)証明書の発行主体（82 ページ）を参照）を作成し、販売先に交付することで、「一般木質バイオマス」となります。ただし、この場合、由来証明の際に、当該市町村等での取り扱いがわかるようにする必要があります。</p> <p><u>※「伐採を行う者」が木質バイオマスの伐採・剪定を行う造園事業者等で、一般木質バイオマスとそれ以外の価格区分の木質バイオマスを扱う可能性がある場合には、分別管理を適切に行えることを担保するため、事業者認定を受ける必要があります。</u></p> <p><u>また、木質バイオマスを集荷・加工する可能性がある場合も分別管理をする必要があり、事業者認定を受ける必要があります。</u></p>